令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

所沢商店街連合会

所沢市監査委員



所 監 第 76 号 令和4年3月30日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様 所沢市議会議長 大 舘 隆 行 様

所沢市監査委員 渡邊 豪

三 上 昌 美

雨 末 吉 美帆子

同 入 沢 豊

財政援助団体等監査結果について (報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を 所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、 その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象団体及び所管部署

- 1 对象団体 所沢商店街連合会
- 2 所管部署 產業経済部商業観光課

第3 監査の目的

公の施設の管理を行わせているもの(指定管理者)について、出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを監査する。併せて所管部署の当該団体に対する指導、監督が適切に行われているかについても監査する。

第4 監査の主な着眼点

- 1 所管部署
- (1) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (2) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適 正になされているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項。

2 団体

- (1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (2) 公の施設の管理に係る収支会計経理は、適正にされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項。

第5 監査の範囲及び対象事項

令和2年度及び令和4年1月14日までの出納及びその他の事務

の執行

第6 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年3月30日まで

第7 監査の実施内容

監査の着眼点等について、試査又は精査による監査を実施した。

また、団体及び所管部署に対し提出を求めた資料と書類・諸帳票等を主体として照合し、疑問点等を団体及び所管部署に確認するとともに、令和4年1月14日に関係職員から説明聴取を行った。

さらに、令和4年1月14日に所沢市寿町駐車場の施設調査を行い、実査による検証確認を行った。

第8 監査の結果

監査の対象となった出納及びその他の事務については、適正に執 行されているものと認められた。

また、所管部署の当該団体に対する指導、監督も適切に行われているものと認められた。

なお、今後検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

1 要望事項

(1)午後8時以降の駐車場の料金について

駐車場の供用時間である午後8時を超過して搬出した場合について、条例に料金規定が無いことから、超過料金を徴収していない。

利用者の公平性の観点から、午後8時以降に搬出した場合の駐車料金について検討されたい。

[產業経済部商業観光課]

(2) 危機管理について

駐車場の立地状況等も考慮し、災害や事件、事故なども含め、起こり得る様々なリスクに対応できるマニュアル等による危機管理体制を検討されたい。

〔産業経済部商業観光課〕

指定管理者の概要等

- 1 指定管理者の概要
- (1)名称及び代表者 所沢商店街連合会会長 大木 敬治
- (2) 所在地

所沢市寿町27番7号 コンセールタワー2F

- (3) 指定管理者が行う業務内容
 - ① 駐車場の利用の許可に関する業務
 - ② 駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)の徴収 に関する業務
 - ③ 駐車場の施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務
- (4) 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

- 2 公の施設の概要
- (1) 設置目的

道路交通の円滑化を図り、市民の利便に供することによって、市 民生活の安全を確保し、商工業振興に資するため。

(2) 所在地、名称、収容台数

所在地 所沢市寿町25番7号

名 称 所沢市寿町駐車場

収容台数 52台(現在3台分を使用禁止)

3 駐車料金収入

平成30年度

8, 475, 550円

令和 元 年度

8,734,400円

令和 2 年度

9,214,210円

令和 3 年度 (9月末) 4,974,260円

合 計

31,398,420円